

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算)	(計画初年度) (決算)	(計画第2年度) (決算)	(計画第3年度) (決算)	(計画第4年度) (決算)	(計画第5年度) (見込)
地方税	2,439	2,348	2,305	2,384	2,343	2,615	2,561	2,697	2,668	2,642
地方譲与税	450	483	557	571	678	479	492	441	492	416
地方特例交付金	75	78	75	67	53	17	17	33	16	29
地方交付税	3,529	3,208	3,091	3,149	3,033	2,859	2,853	2,988	2,733	3,147
小計（一般財源計）	6,493	6,117	6,028	6,171	6,107	5,970	5,923	6,159	5,895	6,280
分担金・負担金	331	384	410	402	152	140	146	133	133	136
使用料・手数料	328	275	257	261	256	249	257	245	262	256
国庫支出金	627	819	655	759	548	535	554	1,083	585	1,149
うち普通建設事業に係るもの	177	344	130	281	162	119	113	198	203	391
都道府県支出金	816	946	582	553	491	598	628	625	655	517
うち普通建設事業に係るもの	483	543	182	99	81	106	140	129	190	8
財産収入	15	54	20	15	19	22	43	48	14	26
寄附金	2	2	18	3	7	2	2	2	2	2
繰入金	0	23	211	18	1	168	94	150	109	21
繰越金	246	177	189	97	45	132	132	84	10	218
諸収入	215	208	224	334	178	199	188	205	165	402
うち特別会計からの貸付金返済額										
うち公社・三社からの貸付金返済額										
地方債	954	1,415	1,052	1,069	704	820	868	668	788	1,037
特別区財政調整交付金										
歳 入 合 計	10,027	10,420	9,646	9,682	8,508	8,835	9,402	10,044	11,024	9,400
人件費	a 1,647	1,575	1,590	1,554	1,444	1,423	1,420	1,381	1,360	1,396
うち職員給	1,048	998	976	982	919	899	895	878	870	925
物件費	b 1,370	1,316	1,388	1,389	1,136	1,199	1,206	1,211	1,154	1,288
維持補修費	c 100	113	100	106	126	150	145	162	143	199
a + b + c =	d 3,117	3,004	3,078	3,049	2,706	2,772	2,771	2,754	2,657	2,883
扶助費	803	1,013	1,097	1,151	1,068	1,106	1,108	1,148	1,101	1,190
補助費等	1,022	1,077	1,070	1,095	1,059	1,012	1,012	1,434	1,266	1,227
うち公営企業(法通)に対するもの			3							
普通建設事業費	2,414	2,516	1,703	1,773	1,077	1,204	1,342	1,317	1,340	1,894
うち補助事業費	797	1,051	283	729	268	382	312	485	572	578
うち単独事業費	1,617	1,465	1,420	1,044	809	822	1,030	832	768	1,316
災害復旧事業費	5	3	43	6	0	82	82	0	0	0
失業対策事業費										
公債費	1,443	1,405	1,412	1,413	1,356	1,400	1,399	1,360	1,382	1,280
うち元金償還分	1,077	1,071	1,098	1,128	1,088	1,151	1,151	1,136	1,146	1,077
積立金	56	120	20	49	57	88	63	90	12	113
貸付金	61	61	61	61	61	61	61	63	61	76
うち特別会計への貸付金										
うち公社、三社への貸付金										
繰入金	929	1,032	1,065	1,040	992	1,027	987	1,018	789	1,106
うち公営企業(法非通)に対するもの	395	395	409	322	261	287	261	260	261	268
その他										
歳 出 合 計	9,850	10,231	9,549	9,637	8,376	8,752	9,184	9,769	10,790	9,390

【財政指標等】

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算)	(計画初年度) (決算)	(計画第2年度) (決算)	(計画第3年度) (決算)	(計画第4年度) (決算)	(計画第5年度) (見込)
形式収支	177	189	97	45	132	83	10	218	10	275
実質収支	117	186	72	45	115	80	10	137	10	267
標準財政規模	6,277	5,939	5,929	5,945	5,955	5,897	5,972	6,235	5,790	6,409
財政力指数	0.398	0.411	0.426	0.435	0.445	0.457	0.457	0.468	0.474	0.460
実質赤字比率 (%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
経常収支比率 (%)	76.4	78.2	86.1	87.0	88.3	91.8	89.3	89.6	89.1	88.3
実質公債費比率 (%)	—	—	—	14.6	15.2	15.0	15.3	15.0	15.4	14.3
地方債現在高	11,087	11,431	11,385	11,326	10,942	10,611	###	10,143	10,301	10,103
積立金現在高	2,187	2,307	2,152	2,183	2,240	2,160	2,216	2,100	2,152	2,212
財政調整基金	510	550	500	540	570	585	626	572	633	650
減債基金	790	840	755	760	780	755	772	730	751	737
その他特定目的基金	887	917	897	883	890	820	818	798	768	825

IV 行政改革に関する施策

項目	具体的内容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容	
2 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>課題④ 集中改革プラン策定時の職員数は173人（平成17年4月1日現在）で、平成21年度までの間（平成22年3月31日）、退職予定者数は33人となっている。それに伴う新規採用については、状況を考慮しながら計画的に対処し、平成22年4月1日の職員数を163人とする。（10名の減員。純減率5.8%）なお、前回の第2次定員適正化計画（計画期間：平成13年度～平成17年度）では、計画を上回る実質10.8%（平成12年4月1日～平成17年4月1日現在において21名の減）の職員数の削減を行った。</p>
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>課題④ 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成18年4月に給与構造の見直しを行ったが、それまでの給与の経緯から技能労務職の行政職俸給表（1）の適用や、級別職務の運用において国と異なる部分がある。級別職務の運用については、平成18年度以降から国公準地域手当については、地域手当の指定地域又は支給地域に該当していないため、支給していない。</p>
◇ 技能労務職員の給与のあり方	<p>課題④ 技能労務職員の給与は、一般職員と同じ行政職俸給表（1）を使用している。急激な是正（行政職俸給表（2）に切り替え）は、調整を要するため、技能労務職の業務を民間委託に切り替えるなどして純減を図り、最終的には技能労務職員を配置しない方針である。上記事項を踏まえた技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針を策定し、平成20年3月までに町ホームページ等で公表する。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<p>課題④ 退職時における特別昇給については、定年退職時に廃止（平成16年度）したが、勤労退職時の特別昇給は現在、最高8号俸の昇給を行っている。平成20年度廃止に向けて調整中である。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	
3 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 物件費の削減	<p>課題② 各種行政サービスへの需要が増加している中、物件費の大幅な削減は困難な状況ではあるが、集中改革プラン等の推進により平成23年度の物件費について、平成18年度決算額から3%程度の削減を図る。（ただし、選挙執行経費及び特殊要因等の物件費を除く。）なお、平成17年度において町立渡島養護老人ホーム「好日園」を完全民営化したことにより、平成18年度物件費で、2522百万円（△18.2%）の削減が図られた。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>課題② 平成19年度までに4施設を指定管理者に移行した。平成20年度は3事業6施設（学童保育、ゲートボール場、パークゴルフ場）、平成21年度以降は2施設（町営温泉、観音内所）を指定管理者制度に移行し、厩次、条件を整備しながら移行への拡大を図る。また民間委託については、2施設ある清掃施設の一元管理、スクーバルバスの運行業務（平成19年度実施）、学校給食の調理及び配送業務（平成20年度実施予定）を民間委託に切り替える。</p>

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項目	具体的内容
4 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>課題① これまでも町税等のコンビニエンスストアでの収納開始（平成16年度実施）、悪質滞納者に対するサービス制限条例の制定（平成16年度）など、徴収強化に向けた対策に取り組んできた。引き続き、町税の徴収率向上に向けて、臨戸徴収の継続、口座振替の推進（納付割合：平19-16.5%、平20-17.0%、平21-17.5%、平22-18.0%、平23-18.5%）、財産等の差押（目標件数：平19-10件、平20-30件、平21-50件、平22-80件、平23-100件）、軽自動車等へのタイヤロック装着（平22開始）、インターネット公売（平22開始）、動産の差押（平22開始）等を実施し、滞納額の圧縮と徴収率向上へつなげる。</p>
○ 地方税の徴収率向上と滞納整理の強化	
○ 自主財源の確保と受益者負担の適正化	<p>課題③ 自主財源の確保を図るため、受益者負担の原則に則り、使用料及び手数料等について見直しを行う。また、新たに歳入することが可能なものについては、収入科目の拡大を図る。（平成19年度実施 火葬場使用料、平成20年度実施 塵芥処理手数料、町営住宅使用料（駐車場分）） 町有財産については、現在 244,408㎡の売却可能な資産を保有し、近傍同種評価額で試算した場合、415,382千円～686,385千円となっている。平成19年度から順次、これら保有資産の売却計画を立てるとともに入札等の実施により自主財源の確保につなげたい。</p>
5 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進	<p>土地開発公社を早期に整理するため、町が取得する土地の償還年次を早め、取得完了と同時に土地開発公社を解散する。 ・土地開発公社の平成19年度未収金残高 170,044千円 ・最終償還年次（当初）平成24年度 → 取得財源を捻出し、平成2+2+3年度までの償還を目指す。（平成2-2-24年度土地開発公社解散予定）</p>
6 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開	
◇ 給与及び定員管理の状況の公表	<p>地方公務員法（第58条の2）及び七飯町人事行政の運営等の公表に関する条例により、毎年1回、町広報誌及び本町ホームページで公表する。（職員の任命及び職員数に関する状況、職員の給与の状況、職員の勤務時間その他の勤務条件の状況、職員の分限及び懲戒処分の状況、職員の服務の状況、職員の研修及び勤務成績の評定の状況、職員の福祉及び利益の保護の状況）</p>
◇ 財政情報の開示	<p>地方自治法（第243条の3）及び財政事情説明書の作成及び公表に関する条例により、毎年2回、町広報誌及び本町ホームページで公表する。（予算、決算、執行状況、財政状況、団体間と比較可能な財政情報等） また、「七飯町まちづくり基本条例」の制定（平成19年10月1日施行）により、町民との情報共有（第5条）、情報提供（第7条）、健全な財政運営の確保（第25条）を明文化したので、条例に則した公表を行う。</p>
○ 公会計の整備	<p>「新地方公会計制度研究会報告書」を踏まえ、国の作成基準（基準モデル又は総務省方式改訂モデル）に準拠した貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を平成23年度までに整備を図る。 なお、貸借対照表及び行政コスト計算書については、「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究報告書（平成12年3月、平成13年3月）」を踏まえ、それぞれ平成12年度決算、平成14年度決算から作成し公表している。</p>
○ 行政評価の導入	<p>課題② 七飯町まちづくり基本条例及びまちづくり推進条例の制定（平成19年10月1日施行）により、行政評価制度（第28条及び第2章）を導入した。行政評価は事務事業評価、施策評価、政策評価の3点で構成し、外部評価を取り入れ、3年後を目的に行政評価全体の制度設計と適正な運用を図ることを目指している。 平成19年度は事務事業評価から着手し、事務事業の再編・整理等を図り、歳出全体の経常経費削減に向けて取り組む。</p>
7 その他	<p>課題⑤（公債負担の健全化） 普通建設事業費の総額を調整し、地方債の発行額（財政健全化計画期間内の発行平均ペース）を5億円ペースとするほか、交付税算入のない地方債は極力発行しないこととする。（ただし、臨時財政対策債の発行分は除く。）また、計画期間中、民間資金等の高利率の既発債の繰上償還を検討するなどして後年度の利子負担の軽減につなげる。</p>

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果

1 主な課題と取組及び目標

課題		取組及び目標									
1	職員数の純減や人件費の総額の削減	①普通会計の職員数1,444人を平成23年4月1日までの間に1,399人とする。②議会議員の定数24人を6名削減して18人とする。(平成19年度実施) ③各種委員会委員の定数について見直しをする。									
2	公債負担の健全化(地方債発行の抑制等)	普通建設事業費の総額を調整し、地方債の発行額を5億円ペースとする。(ただし、臨時財政対策債の発行分を除く。)②交付税措置のない地方債は、極力発行を控える。③制度的な繰上償還を実施し、後年度の利子負担の軽減につなげる。									
3	公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	これまでも高資本費対策措置換価を発行して後年度の利子負担を軽減(平成10年度発行分からの利子負担軽減累計額64,859千円)し、繰出金の縮減を図ってきたところであるが、平成17年度からは資本費平準化債を発行し、基準外繰出金の縮減を図っている。平成19年度以降も引き続き資本費平準化債を活用する。									
4	町税等の徴収率の向上及び滞納額の徴収強化	臨戸徴収の継続、口座振替の推進(目標納付割合18.5%)、財産調査・財産等の差押(目標件数100件)などを実施する他、軽自動車等へのタイヤロック装着について導入検討を行う。									
5	自主財源の確保及び受益者負担の適正化	①使用料及び手数料等について見直しを行う。②町有財産の売却計画を立て、順次、町有地の売却を図る。(平成19年度売却目標28,923千円) ③収入科目の拡大を図る。(広告掲載収入の拡大(公用封筒類、WEBページ等)、行政視察受入経費負担等)									
6	行政管理経費の縮減	①経常物件費の削減、②単独補助金の見直し(廃止・縮減)、③指定管理者制度移行、民間委託への切り替えなど、行政評価を導入した事務事業の再編・整理等を実施する。									
7	その他										

注 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

(単位:人、百万円)

課題	項目	実績										目標		H19~H22実績 + 後期1年 計画合計				
		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度)	+						
職員数	職員数	159	152	153	147	144	142	143	141	140	141	140	143	139				
	増減数	△9	△7	1	△6	△3	△2	△1	△2	△1	△2	0	△1	2	△1	△4	0	△5
	職員数のうち一般行政職員数	137	134	135	130	130	130	131	131	131	131	132	131	135	131	132	131	
	増減数	△4	△3	1	△5	0	0	1	1	0	1	0	0	3	0	△3	0	2
	職員数のうち教育職員数																	
	増減数																	
	職員数のうち警察職員数																	
	増減数																	
	職員数のうち消防職員数																	
	増減数																	
職員数のうち技能労務職員数	職員数	22	18	18	17	14	12	12	10	10	9	9	8	7	8			
	増減数	△5	△4	0	△1	△3	△2	△2	△2	△2	△2	△1	△1	△1	△1	△1	0	△6
実質公債費比率	増減	-	-	-	14.6%	15.2%	15.0%	15.3%	15.0%	15.4%	14.3%	14.7%	12.3%	13.5%	10.2%	11.0%		
	増減						△0.2	△0.1	0.0	0.1	0.1	△0.7	△0.7	△2.0	△1.2	△2.1	△1.6	△5.0
地方債現在高	地方債現在高	11,087	11,431	11,385	11,326	10,942	10,611	10,659	10,143	10,301	10,103	10,251	10,053	9,949	9,642			
	増減	△235	344	△46	△59	△384	△331	△283	△468	△368	△40	△50	△50	△219	△104	△390	△993	

2 年度別目標

(単位：人、百万円)

課題	項目	実績					執行状況					目標		H19～H22実績 十 後期1年 計画合計				
		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前1年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度) (決算)	平成24年度 (計画第6年度) (決算)						
1	人件費(退職手当を除く。)	1,525	1,464	1,433	1,441	1,338	1,257	1,288	1,216	1,249	1,225	1,238	1,194	1,217	1,146	1,187		
	改善額	0	60	91	91	172	47	50	70	71	110	97	92	104	119	112	438	434
2	繰上償還による利子負担軽減額				1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	改善額		0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	下水道事業特別会計繰出金の縮減			409	322	261	287	261	260	261	268	261	278	261	265	265		
	改善額			0	94	135	128	154	134	133	117	124	89	106	89	89	557	606
4	町税等の徴収強化(滞納繰越分)																	
	改善額						3	0	△ 2	41	17	36	22	29	24	107	73	
5	町有財産の売払い及び有効活用		40	5	1	7	1	29	26	0	3	0	6	0	0			
	改善額		40	5	1	7	1	29	26	0	3	0	6	0	0	36	29	
6	自主財源の確保及び受益者負担の適正化		10	11	31	31	89	90	203	200	206	242	219	245	222	218		
	改善額		10	11	24	24	3	4	14	12	15	20	25	21	26	22	83	79
7	行政管理経費の削減・縮減		1	194	440	471	387	244	250	246	339	307	352	305	288	287		
	改善額		0	2	32	92	24	19	31	35	47	39	58	41	40	41	200	175
計画前5年間改善額合計												改善額合計		1,421	1,396			
												(参考) 補償金免除額				8		

- 注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。
- 2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
- 3 改善額については、原則として、計画期間中(又は計画前5年間の当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後の計画期間中(又は計画前5年間)も継続するものとして、各年度の改善額を計上すること。
- 4 計画期間中の改善額の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の改善額の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
- 5 「計画前5年間改善額合計」欄及び「改善額合計」欄については、人件費(退職手当を除く。)その他改善額を記入することが可能なものの合計を記入すること。
- 6 3による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じて改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に合わせて記入すること。
- 7 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
- 8 必要に応じて行を追加して記入すること。